

誰も立ち入らない場所に組合掲示板を設置！？ 会社による意図的な組合活動の制限を許しません！

5月15日、JTSU-E本部とJR東日本会社との間で「労使間の取り扱いに関する協約」「労働条件に関する協約」「賃金控除に関する協定」が締結・調印されました。各分会では会社に対し、組合掲示板の設置を求めて現場長との協議を行い、既に組合掲示板の設置・使用が開始されている分会もあります。

しかし、品川支部管内のとある職場では組合掲示板の設置にあたり、会社が「普段的にほぼ人が出入りしない場所」を提供するという事象が発生しています。

- 組合：以前、他労組組合掲示板が設置されていた場所から1階部分に移設してもらいたい。
会社：移設できない。以前に掲示板があった場所を提供する。業務掲示板が近くにあり、設置場所としては相応しくない。勤労課にも見てもらったが、同じく相応しくないと言っている。
組合：以前に組合掲示板が設置されていた場所は、防火扉が閉まっている部屋の中であり、わざわざ防火扉を開けて掲示を見る人はいない。組合活動の制限だ。1階がダメなら2階や3階でも仕方ないが、せめて防火扉の外に設置させてもらいたい。
会社：この場所以外許可しない。



私たち JTSU-E は、以前組合掲示板が設置されていた箇所が普段的に人の出入りもなく人目につかない場所であり、明らかに不利な環境であることから、見やすい位置に掲示板を移設することを会社に求めましたが、会社は「この場所以外許可しない」「設置場所としては相応しくない」の一点張りでした。

明らかに不利となる場所しか提供しないという
ことは過去の判例から不当労働行為となり得ます。

私たちは会社による組合活動の制限を許さず、誰もが容易に掲示を閲覧できる場所への掲示板設置を強く求めます！